

訪問看護ステーション ハティ

指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕事業運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社 Hlic が設置する訪問看護ステーションハティ（以下「ステーション」という。）において実施する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を確保することを目的とする。

(指定訪問看護の運営の方針)

- 第2条 ステーションが実施する事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。
- 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行い、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
 - 3 事業の実施に当たっては、市町、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、地域包括支援センター、地域の保健、医療及び福祉サービスを提供とする者との連携に努めるものとする。
 - 4 指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者への情報提供を行うものとする。
 - 5 前4項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年厚生省令第37号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(指定介護予防訪問看護運営の方針)

- 第3条 ステーションが実施する事業は、利用者が要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。
- 2 利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
 - 3 事業の実施に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者の意思及び人格を尊重しながら、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。
 - 4 事業の実施に当たっては、関係市町、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業

者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、地域の保健、医療及び福祉サービスを提供とする者との連携に努めるものとする。

- 5 指定介護予防訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者への情報提供を行うものとする。
- 6 前5項のほか、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成18年3月14日厚生労働省令第35号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第4条 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供に当たっては、事業所の看護師等によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとするが、災害時等の緊急事態においては委託を考慮する。

(事業所の名称等)

第5条 事業を行うステーションの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 訪問看護ステーション ハティ
- (2) 所 在 地 広島市安佐南区古市三丁目36-6-102

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第6条 ステーションにおける従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 看護師 1名(常勤兼務職員)
管理者は、主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕が行われるよう必要な従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の実施に関し、ステーションの従業者に対して遵守すべき事項についての指揮命令を行う。
- (2) 看護職員 7名(内1名管理者と兼務)
看護職員は、主治医の指示により作成した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕計画に基づき指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に当たる。

(営業日及び営業時間)

第7条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする(祝祭日を除く)。
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

(3) サービス提供時間 電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の内容)

第8条 ステーションで行う指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕は、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うことを目的として、次に掲げる事業を行う。

(1) 訪問看護・介護予防訪問看護計画書の作成及び利用者又はその家族への説明。
(2) 訪問看護・介護予防訪問看護に基づく指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕

- ① 病状・障害・全身状態の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事及び排泄等の日常生活の世話
- ④ 日常生活で生じた困難に対する支援
- ⑤ 認知行動療法（社会生活スキルトレーニングなど）
- ⑥ 心理教育
- ⑦ リハビリテーション
- ⑧ 認知症患者の看護
- ⑨ 療養生活や介護方法の指導及び助言
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

(指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の利用料等)

第9条 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスにあるときは、その1割、2割又は3割の額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年2月10日厚生省告示第19号）によるものとする。

2 指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスにあるときは、その1割、2割又は3割の額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年3月14日厚生労働省告示第127号）によるものとする。

3 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点から路程1キロメートル当たり50円を実費として徴収する。

4 前3項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

5 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名を受ける

ものする。

(通常の実施地域)

第10条 ステーションの通常の実施地域は、広島市安佐北区、安佐南区及び東区（牛田・戸坂・矢賀）、西区（横川・三篠・三滝）とする。

(衛生管理)

第11条 看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、ステーションの設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 ステーションにおいて感染症が発症し、又は蔓延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) ステーションにおける感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね半年に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) ステーションにおける感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備する。

(3) ステーションにおいて、従業者に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修および訓練を定期的実施する。

(緊急時に於ける対応方法)

第12条 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変な対応を行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じるとともに管理者に報告する。また主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

2 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町、利用者家族、利用者に係る居宅看護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第13条 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

2 ステーションは、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に関し、介護保険法第23条の規定により市町が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町が行う調査に協力するとともに

に、市町から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 ステーションは、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）

第14条 ステーションは、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については文書により必要に応じて利用者又はその代理人の同意を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第15条 ステーションは、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のための次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するために従業者に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 ステーションは、サービス提供中に当該事業支所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第16条 ステーションは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 ステーションは、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施するものとする。
- 3 ステーションは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第17条 ステーションは、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるも

のとし、また、業務の執行体制についても検証、準備する。

- (1) 採用時研修 採用後 1 カ月以内
- (2) 継続研修 年 2 回
- (3) その他の研修
 - 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 事業者は従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 - 4 ステーションの従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供をさせないものとする。
 - 5 ステーションは、訪問看護に関する記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。
 - 6 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は株式会社 Hlic とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則

この規程は、令和 4 年 5 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 6 月 1 日から改訂して施行する。